

三共資源工業産業廃棄物最終処分場跡地問題の概要

1 経緯

1) 期日的経緯

① 処分場設置まで

現在の三共資源工業最終処分場跡地は、昭和40年代半ばまで、愛知塩業による「塩」の生産が行われていました。しかし、全国的に生産性の良い工業的製造方法へと流れが変わり、塩田は解体されることとなりました。

その後、塩田は任意団体である「塩田跡地地主組合」へ引き継がれ、昭和59年ころに、(有)三共資源工業との間に土地の賃貸借契約が結ばれ、塩田から最終処分場へと変革を遂げることとなりました。なお、賃貸借等につきましては、旧一色町に資料がなく、詳細な経緯は不明となっています。

なお、塩田跡地は、塩分濃度が高いことから、「畑」としての利用が不可能であったため、環境負荷の少ない「鉋さい*」を埋め、その上に良質な土で覆土し「畑」として利用できるように、塩田跡地地主組合に働きかけたという話を聞いています。

西尾、碧南地区は、古くから鋳物工業が盛んで、多くの「鉋さい」が廃棄されていました。

※ 鉋さい … 鋳物の型となる砂を主原料とした廃棄物

② 設置から取消前まで

三共資源工業は、昭和59年9月に産業廃棄物最終処分場設置について、県に対して第1、第2工区整備の届出を行い、埋立を開始しました。当初の埋立品目は「鉋さい」となっています。

その後、平成元年には、第1、第2工区に対して一般廃棄物最終処分場併設の届出を行い、更に、平成6年には、県の許可を得て、産業廃棄物処分場及び一般廃棄物処分場を併設した第3工区の増設を行うとともに、受入品目も11品目に拡大することとなりました。

埋立処分業の許可期限は、平成13年3月までとなっていたようですが、平成12年8月以降埋立処分が行われた記録はありません。したがってそれ以降は、污水处理施設の運転を始めとした施設維持管理を行っていましたが、十分なものではなかったものと思われます。

平成14年以降は、第1から3工区の上部を廃棄物で更に積上げる「嵩上げ計

画」が持ち上がるとともに、度重なる代表取締役社長の変更（本編P3参考）を経て、愛知県による許可の取消しに至ることとなります。

※ (有)三共資源工業（内容は会社登記簿謄本より転記）

・会社設立：昭和58年6月25日 資本金1,000万円

・所在地：安城市東栄町一丁目1番地

（移転前の所在地は西尾市笹曾根町）

平成26年9月現在、会社は存続していますが、実体はありません。

③ 取消し

許可取り消し時は、名古屋に本社を置く、(株)N商事が三共資源工業の親会社となり、代表取締役2名の体制で会社運営を行っていました。

N商事は、豊田市から産業廃棄物収集運搬業及び最終処分業の許可を得て事業を行っていましたが、平成17年12月に、許可を持たない業者に対して産業廃棄物の処分を委託した事実（委託基準違反）が判明し、豊田市から許可の取消を受ける事となり、N商事の代表取締役及び監査役が、それぞれ三共資源工業の代表取締役及び監査役を兼ねていたことから、平成18年3月15日に、許可権者である愛知県により、最終処分場の許可が取り消されるに至りました。

全ての廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき各種の規定が設けられていますが、取消しを受けた処分場は、廃掃法の適用を受けることがない「廃棄物が埋まった、ただの土地」という取扱いとなってしまいました。

なお、平成23年4月施行の改正廃掃法では、改正後において取消しを受けた処分場について、廃掃法が適用されることとなりました。

④ 許可取消後から現在まで

処分場の許可を取り消された後について、三共資源工業は実体のない組織となり、産廃跡地を巡って、施設利用を計画する幾つもの業者が旧一色町に対して相談に来ています。

当時の一色町の姿勢としましては、「汚水処理施設の再稼働を実施しない限り、開発の余地はない」とした上で、「許可権者である県の了解が優先」と跳ね除けてきました。

このような経緯の中、平成21年6月に、三重県の業者から跡地利用の話があ

り、平成23年3月には跡地の状況調査が行われ、その調査結果の取扱いに対して、業者から秘密保持の契約を持ち掛けられ、西尾市との合併前日、平成23年3月31日に旧一色町と業者の間で「秘密保持契約」が締結されています。この契約は、業者からの申し出により、平成26年3月末日を以ての契約解除に至っています。

なお、この業者は、平成23年9月に西尾市に対して、調査結果を示しましたが、市としましては、「計量証明が添付されていないこと」「旧一色町からの依頼ではなく、業者が独自で行った調査であること」などを理由に、現在におけるまで「^{しんぴようせい}信憑性に欠ける数値」として取扱っています。

また、平成25年7月には、旧一色町選出議員5名と市に対して、跡地問題解決に係る提案が示されました。この提案は、平成25年9月3日に中日新聞の1面を飾る記事となり、「西尾に産廃処分場構想」として県内最大規模、埋立年数50年として報道されました。この記事は、皆様ご存知のことと思います。

市としましては、産廃跡地問題に対して、環境部のみならず組織全体で取り組む必要があることから、平成25年10月に「一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会」を立上げ、各種解決手法の協議を続けています。

提案業者の事業計画に危機意識を抱いた、一色地区住民や漁業関係団体は、平成26年3月に市長に対して産廃処分場建設反対及び跡地問題解決に係る要望を行い、同調する西尾市議会は5月に産廃建設反対決議を可決するに至っています。

平成26年10月には、市民、産業団体、識見者、行政関係者などで組織する「一色地区産廃跡地問題地域会議」を立上げ、12月に第1回会議を開催することとなりました。

2) 代表取締役の変遷（時系列）

- ・昭和58年 6月25日 ～ 小松
- ・平成14年 3月 7日 ～ 大蔵
- ・平成15年 4月24日 ～ 小松（初代代表）
- ・平成15年 9月 1日 ～ 尾崎
- ・平成16年 2月24日 ～ 本田
- ・平成17年 2月16日 ～ 伊福、名倉
- ・平成23年 4月 1日 ～ 名倉

3) 指導の経緯（時系列）

三共資源工業に対しては、愛知県と旧一色町において次のとおりの指導を行って来ました。

① 旧一色町

- ・平成11年 7月 口頭指導 … 豆板の補強、排水路清掃指導（対応済）
- ・平成11年11月 口頭指導 … 処分場内の雨水対策指導（対応済）
- ・平成13年 5月 文書指導 … 汚水処理施設の改善指導（未実施）
- ・平成14年 7月 口頭指導 … 汚水処理施設の修繕、適正な維持管理、水質検査結果報告書の提出及び処分場への覆土埋立終了の手続き（一部対応）
- ・平成14年 8月 口頭指導 … 同上（一部対応）
- ・平成14年 9月 口頭指導 … 同上（一部対応）
- ・平成14年11月 口頭指導 … 改善経過報告書の提出（対応済）
- ・平成15年 3月 文書指導 … 平成14年7月の指導に同じ（未実施）

② 愛知県

- ・平成13年 8月 … 放流水検査不適合により原因調査と改善措置指導
- ・平成14年 3月 … 放流水、地下水等に係る改善勧告
- ・平成14年 8月 … 改善勧告に従わないことから再指導
- ・平成15年 1月 … 覆土実施に対して改善勧告
- ・平成16年 7月 … 処理場に係る改善勧告

※ 愛知県の指導状況につきましては、旧一色町に残る記録から転記したものであり、内容は要点のみ記載しました。したがって、実際の県の指導回数、内容等と異なる部分があります。

③ 法律に基づく指導の取扱い

処分場を管理する業者に対しては、通常「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、各種の指導を行うこととなりますが、平成18年3月の県による処分場の取り消し後については、廃掃法の適用を受けないため、「行政手続法」に基づく指導が行われています。

なお、法関係につきましては、資料2において詳細に説明します。

4) 県に対する要望の経緯（時系列）

旧一色町及び現西尾市としましては、産業廃棄物の指導権者である愛知県に対して次のとおり要望を行っています。

- ・平成15年 5月 … 西三河事務所（現西三河県民事務所）に対して汚水処理施設の稼働要望
県による的確な指導を行うように強く要望
- ・平成15年 8月 … 環境部長、西三河事務所長に対して、汚水処理施設の大規模改修、施設の適正管理、覆土の実施と埋立終了手続き、豆板の修繕などを要望
- ・平成16年 6月 … 同上
- ・平成23年10月 … 状況調査の実施
- ・平成25年 9月 … 県条例に県の許可責任を明記する要望など

以上、汚水処理施設の停止以降、旧一色町時代を含め、愛知県関係部局に対して、処分場の適正な維持管理に関して要望活動を行ってきました。また、旧一色町と愛知県西三河事務所廃棄物対策課との間で現場確認、協議は頻繁に行われましたが、打開策がないまま平行線を辿りました。

5) 秘密保持契約に係る経緯（時系列） ※ 資料編P1参考

西尾市との合併前日に、旧一色町と業者の間で秘密保持契約が締結されました。平成26年4月6日以降、報道機関によりこの秘密保持契約の記事が放映、掲載されたことは記憶に新しいことと思います。契約締結に係る経緯は以下のとおりです。

- ・平成23年 3月11日 … 旧一色町、業者、地主で跡地調査の実施について協議
- ・ // 3月14日 … 跡地内調査（第3工区）実施
- ・ // 3月23日 … 業者から秘密保持契約の締結について相談
- ・ // 3月31日 … 合併前日において、町長決裁により秘密保持契約締結
- ・平成26年 2月 7日 … 業者から秘密保持契約解除の通知
- ・平成26年 3月31日 … 秘密保持契約解除

秘密保持契約につきましては、新西尾市の了解を得て締結されたものではなく、また、合併後においてもその内容は正確に引き継がれることがなかったことから、市民や地場産業関係者を始め多くの方々に、大変な不安と市に対する不信感を与え

る事となってしまいました。

なお、契約解除については、用地買収の妨げになることから業者の申し出によるものでありました。

2 処分場の概要

処分場につきましては、経緯でも触れましたが、産業廃棄物と一般廃棄物の双方の処理が許可されています。以下において、面積や容量などについて説明します。

1) 処分場の構造 ※資料編P35参考

産業廃棄物の最終処分場は、「安定型」「管理型」「遮断型」に分けられています。

三共資源工業の処分場は、廃掃法上「管理型」に分類され、保護シート（厚さ1.5^{ミリ}のゴム製シート）により地盤と廃棄物が接触しないように隔離されています。また、汚水処理施設により、シート内に溜まった汚水を活性炭や薬品により浄化した後に排水する構造となっています。

2) 区画概要

処分場は、第1工区から第3工区の3区画に分割され、昭和59年から平成12年に掛けて順に埋立が行われました。地番、面積などについては、以下のとおりです。

- ① 所在地番
- | | ちくぶしんでん | 処分場以前の状況 |
|-------|----------------|----------|
| ・第1工区 | 一色町生田竹生新田4-284 | … 塩田跡地 |
| ・第2工区 | // 4-3 | … 塩田跡地 |
| ・第3工区 | // 3-24 始め15筆 | … 養鰻池 |
- ② 処分場の総面積 149,220^{m²}
- | | | |
|-----------|----------------------------------|--|
| 内訳・第1,2工区 | 104,126 ^{m²} | 内一般廃棄物 92,975 ^{m²} |
| ・第3工区 | 45,094 ^{m²} | 53,611 ^{m²} |
| | | 39,364 ^{m²} |
- ③ 処分場の総容積 674,245^{m³}
- | | | |
|-----------|----------------------------------|---|
| 内訳・第1,2工区 | 424,956 ^{m³} | 内一般廃棄物 504,817 ^{m³} |
| ・第3工区 | 249,289 ^{m³} | 255,528 ^{m³} |
| | | 249,289 ^{m³} |
- ④ 産業廃棄物と一般廃棄物の取扱い
- 処分場内は、産廃と一廃の区画が分かれていることはありません。それぞれ混

在した状態で埋立が行われています。

次に埋立量につきましては、一般廃棄物の上限は、約 505,000m³となっておりますが、全体容量から差し引くと産業廃棄物が 170,000m³しか埋め立てられないという計算となりますが、実際は一般廃棄物が 0m³であれば、産業廃棄物は 674,000m³埋立が可能となります。

なお、総容積の中には、通常、覆土用の「土」または「砂」が含まれますので、廃棄物のみの総量でないことに、ご注意頂きたいと思えます。

3) 埋立状況

① 産業廃棄物の埋立状況

通常産業廃棄物は、マニフェストと呼ばれる管理票を発行することにより管理されています。このマニフェストは、廃掃法の規定により、5年間保存されることになっていますが、埋立が終了して15年近く経過していることを考えると、全てが廃棄されていると思われれます。しかし、許可品目からある程度の区分は可能であると思われれます。

第1工区及び第2工区に係る埋立許可品目は、「鉱さい」であり、第3工区拡張に伴い、11品目となりましたので、埋立総量の大半は「鉱さい」であると思われれます。

なお、マニフェストが廃棄されていることを考えると、排出者を特定することが不可能に近いと、排出者責任を問うこともできないものと考えます。

※ 11品目の内容

- ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック（自動車破砕物を含む）
- ・紙くず ・木くず ・繊維くず ・金属くず（自動車破砕物を含む）
- ・ガラスくず、陶磁器くず ・鉱さい ・建設廃材 ・ダスト類

※ 「自動車破砕物」は通常シュレッダーダストと呼ばれています

② 一般廃棄物の埋立状況

一般廃棄物に関しては、平成6年から11年に掛けて、当時の西尾幡豆広域圏組合と三共資源工業との間で委託契約が締結され、旧西尾、幡豆地区の家庭系及び事業系のごみ焼却灰、約25,000m³（約31,500トン）が処理されています。

したがって、西尾市としましては、排出者責任を負うこととなりますので、跡地問題解決の一端を担う必要があると考えています。

なお、この焼却灰以外の一般廃棄物については、旧一色町に対して「一般廃棄物最終処分業」の申請がされなかったため、旧町は「業の許可」を出していませんので、広域圏組合以外の埋立実績はありません。

※ 一般廃棄物最終「処分場」の許可：県

一般廃棄物最終「処分業」の許可：市町村

4) 土地の所有者状況

産廃跡地につきましては、1)で説明しましたように、その大半が個人地主であり区画別の地主の状況は以下のとおりであります。しかし、平成25年9月の新聞報道以降、開発業者による竹生新田の土地の買収が始まり、土地の所有が大きく変わることとなりました。

① 平成24年4月1日現在の状況

- ・第1、2工区 … 4法人、58名（塩田跡地地主組合管理）
- ・第3工区 … 2法人、3名
- ※ 第1、2、3工区については、共有名義であり、それぞれ持分割合で管理されていた。（所有者ごとに分筆されていた訳ではない）

② 平成26年10月15日現在の状況

- ・第1、2工区 … 4法人、24人
- ※ 法人については、1増、1減
- ※ 個人所有については、34減で新たな個人所有なし
- ※ 提案業者の買収割合：約64%
- ・第3工区 … 1法人
- ※ 法人については、1増、2減
- ※ 個人所有はなし
- ※ 提案業者の買収割合：100%

5) 汚水処理施設の概要

汚水処理施設は、第1工区の南東に位置し、処理した排水を第3工区に隣接する水路をとおり、最終的には、竹生新田排水機場を経て三河湾に放流されることとなります。

① 設備及び処理の流れ

汚水処理施設の設備内容と処理の流れは以下に掲げるとおりです。

汚水 → ①汲上ポンプ → ②沈砂槽 → ③調整槽 → ④計量槽 →
⑤凝集反応槽（重金属除去反応槽、混和槽、凝集槽） → ⑥沈殿槽 →
⑦pH調整槽 → ⑧接触曝気槽 → ⑨移送ピット → ⑩第2沈殿槽 →
⑪濾過原水槽 → ⑫砂濾過塔 → ⑬処理水槽 → ⑭活性炭吸着塔 →
⑮放流監視槽 → 放流

② 放流水の基準 ※資料編P3参考

汚水原水は、①に示した各種処理工程を経て公共水域に放流されますが、「産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により排水基準が示されており、この基準値をクリアした処理水は放流することが可能となります。

平成13、14年において、この排水基準が守られなかったことから、愛知県は、改善指導、改善勧告を行っています。

③ 汚水処理完了までに要する期間

シート内に溜まった汚水は、数年から数十年掛けて浄化され、原水が②で示した放流水基準をクリアーした状態が継続した場合、初めて処分場の廃止手続きが進められます。しかし、汚水処理に係る期間は、埋め立てられた廃棄物の組成により異なるものと考えられています。

参考までに、愛知県が豊田市内に設置した産業廃棄物最終処分場（豊田環境保全センター）は、昭和60年1月末で埋立業務が終了しましたが、約30年を経た現在においても汚水処理が続けられています。

したがって、旧三共資源工業の最終処分場についても水質が安定するまでに要する年数は想像がつかない状況とと思われます。

※ 豊田環境保全センター跡地については、愛知県環境部資源循環推進課が、ホームページで公開しています。

6) 産廃跡地周辺の震災想定 ※ 資料編P5～8を参考

平成26年5月に、愛知県は南海トラフに起因する地震による被害想定を発表しました。産廃跡地周辺の状況は以下に示すとおりです。

① 海岸堤防

竹生新田の海岸堤防は、全線が耐震仕様の堤防となっていますが、最大75%の沈下が想定されています。

※ 1mの高さの堤防が、75cm沈下することとなります。

② 浸水深

県のシュミレーションデータでは、津波により最大で4m前後浸水する想定となっています。竹生新田の大半が水に浸かる状態です。

③ 液状化

一色町は、矢作川から運ばれた砂の堆積により形成された地盤で、不安定であることから、南海トラフに起因する巨大地震が発生した場合、液状化による危険度は「極めて高い」とされています。

3 跡地の現状及び各種調査

埋立処分場は、埋立後に必要な覆土を行った後、埋立処分終了届出書を県に提出することになっています。しかし、平成12年に廃棄物の埋立は事実上終了しましたが、十分な覆土また届出書の提出が行われていません。

1) 現状 ※ 本編P18 画像参考

廃棄物最終埋立処分場は、県による取消しを受ける前から放置が続いています。処分場自体は、雑草が繁茂し「原野」状態となっています。また、第1工区においては、一部が「雑木林」と化しています。

汚水処理施設は、平成15年以降稼働せず、現状において再稼働は不可能となっています。したがって10年以上にわたり放置されている状況であります。

海に面した第3工区では、堰堤と水路の間に、軽トラックが走れる程度の幅の通路があり、この通路に設置されたコンクリート製の板の崩壊が、汚水処理施設の稼働停止と時期を同じくして始まっています。

2) 水質等調査の状況

県と市では、水質等の状況を監視する必要があることから、これまでに以下に掲げるような調査を続けています。

① 県実施調査：周辺水路の水質調査 ※ 資料編P9参考

愛知県では、水処理施設が停止した平成15年から年2回、周辺水路(4箇所)の水質調査を実施しており、これまでの間において、異常は認められていません。

なお、調査項目は次のとおりです。

- ・水温 ・透視度 ・pH ・BOD ・COD ・SS ・塩化物イオン
- ・カドミウム ・鉛 ・六価クロム ・ヒ素 ・全窒素 ・全燐 ・フッ素
- ・総水銀 以上15項目

※ なお、pH、BODなどは本編P22用語解説を参考にしてください。

※ 調査結果につきましては、愛知県が測定した結果であること、また西尾市は正式な文書を持ち合わせていませんので、県に公文書開示請求を行えば開示してもらえらると思われます。

② 西尾市実施調査：周辺水路の底質土壌調査 ※ 資料編P11参考

市では、合併前の旧一色町時代から、周辺水路の底質土壌(ヘドロ)のダイオキシンを始めとした土壌汚染防止基準に基づく項目(27項目)の調査を行っており、これまで異常は確認されていません。なお、調査結果につきましては過去3年分を一覧としてまとめましたので参考にしてください。

※ 底質土壌については、法律により基準値が定められていないため、「土壌汚染対策法」に基づく基準を参考としています。

③ 提案業者による状況調査

1の経緯においても触れましたが、平成23年3月14日に、提案業者による跡地現況調査が行われました。

調査の目的は、埋め立てられた廃棄物の再処理に係る費用計算と汚染の状況を確認するため、旧一色町が依頼したものではありません。あくまで業者主導で

進められた調査であります。

その結果は、平成26年4月に新聞報道されたとおりであります。西尾市としましては、汚水処理が行われていない処分場の中の廃棄物を調査したものであることから、鉛やダイオキシンが測定されることは当然の結果と考えています。また、測定機関が発行する計量証明がないことから、信憑性に欠ける数値として認識しています。

なお、調査は跡地全体に対して行われたものではなく、許可品目が11品目となった、第3工区に限定して実施されたものであります。

4 問題点及び対応状況

1) 問題点 ※ 本編P19 画像参考

この処分場は、現在の法律の設置基準に基づく以前の施設であることから、汚水を保護するシートについては1.5mm厚、1重シートとなっています。また、堰堤脇の通路が崩壊し始めていますので、廃棄物または汚水が周辺地域に与える影響が懸念されています。

処分場が隣接する三河湾は、アサリ、海苔を始めとした魚介類の水揚げが多い、全国有数の漁場となっています。また、一色町は、この三河湾で水揚げされた新鮮な「えび」を主原料とした「えびせんべい」の生産も盛んであるとともに、陸地側の内水面では、今では、ブランドとなった「一色うなぎ」の養殖が行われています。

汚染水が海水域等に漏れ出した場合、西尾市内の水産業を始め、三河湾に面した愛知県内の水産業、また、水産品の加工・製造業にまで影響が及びことが考えられます。

また、ネット社会である今日、実被害を受けることがなくとも噂が広まることによる「風評被害」による買い控えなどが考えられます。

以上から、一色町生田地内における産業廃棄物最終処分場跡地問題については、合併前からの長年の懸案事項となっている状況です。

2) 跡地問題に係る対応状況 ※ 資料編P13～16参考

跡地問題解決のため、色々な取り組みや提案が行われています。

① 一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会

市では、平成25年10月に副市長をトップとした、庁舎内組織である「一色地区産業廃棄物最終処分場跡地問題協議会」と下部組織である「跡地問題協議会検討部会」を組織し、より環境負荷の少ない各種の解決手法について話し合いを進めています。これまでに6回の協議、検討を行ってきました。

※ 協議会等の開催経緯については本編P20、21参考

② 一色地区産廃跡地問題地域会議

跡地問題協議会が、庁舎内組織であることから、平成26年4月以降に、住民、

地場産業関係団体、識見者、行政関係者及び、市長が必要と認めたもので組織する「一色地区産廃跡地問題地域会議」を立ち上げることとなりました。

この会議の目的は、情報の交換を行うことによって間違っただ情報を正し、共通の理解が得られた後に、問題解決のための手法を協議して行くことにあります。

③ 愛知県の対応

廃掃法により、産業廃棄物の許可権限また指導権限は県が行うこととされています。したがって、本来であるなら、県の主導で上記①、②に係る組織を立上げ、問題解決に向けて様々な協議、検討が行われることと思います。しかし、現状においては、周辺水路の水質調査を行い、これまで異常が確認されないことから、これ以上の対応に至っていないのが現状であります。

④ 国の対応

市では、環境省（廃棄物管理を総括する省庁）の出先機関である「中部地方環境事務所」に対して跡地の概要説明を行っています。しかし、その反応は、産廃の指導権限が県にあること、また、地域の問題であることから、理解を頂けない状況であります。

⑤ 開発業者提案 ※ 資料編 P17 参考

平成25年7月に三重県の業者から跡地問題を解決するための提案が示されました。

提案の内容につきましては、A3サイズの紙1枚のみであり、詳細な計画書や、設計図書などは添付されていませんので、処分場の面積や規模、また事業期間などの限られた情報しかありません。

したがって、市としましては、詳細内容が得られたものでなかったことから、未確認情報を発信することにより、市民に混乱を与え、また、地場産業関係者に対して、問題点において述べたとおり「風評被害」が起こることが想定されましたので、市民に対しても、議会に対しても正式に公表できなかったという次第であります。

なお、市としましては、この提案を決して受け入れた訳ではありません。また、現状において、市が産廃処分場を誘致するという考えもありませんのでご承知頂きたいと思っております。

⑥ 地元住民、漁業関係者、議会の対応

平成25年9月3日の新聞報道以降、巨大産業廃棄物処理施設建設に関して、住民始め、関係団体が危機感を感じ、市に対して要望行動などを行っています。

なお、要望については、新規処分場によらない跡地問題解決を願う要望でもあります。

ア 反対要望 ※ 資料編 P19～21 参考

平成26年3月に、愛知県漁業協同組合連合会西三支部と一色地区町内会長連絡協議会からそれぞれ、新規処分場建設反対に係る要望書が西尾市長に対して提出されました。

イ 請願 ※ 資料編P23、24参考

平成26年5月に、愛知県漁業協同組合連合会西三支部と一色地区町内会長連絡協議会からそれぞれ、西尾市議会議長に対して処分場建設反対に係る請願書が提出され、採択されました。

西尾市議会は、平成26年7月に愛知県知事に対して意見書を提出しています。

ウ 反対決議 ※ 資料編P25、26参考

平成26年5月に西尾市議会は、新たな産廃処分場建設に反対する決議を可決しました。

エ 議会一般質問の状況

跡地問題に係る市議会一般質問の状況は、新聞報道以前では2件のみでしたが、平成25年9月定例会以降毎回一般質問が行われています、その状況につきましては以下のとおりです。

・平成24年3月

徳倉正美議員 … 特定廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の検討について

・平成24年9月

徳倉正美議員 … 特定廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の検討結果について

・平成25年9月

前田 修議員 … 巨大産廃建設施設設計画に対しての市の考えについてなど7件

・平成25年12月

前田 修議員 … 巨大産廃に係る市民、各団体の反応についてなど3件
鈴木規子議員 … 放置された産廃処分場の操業許可、土地の状況についてなど16件

・平成26年3月

前田 修議員 … 止水矢板方式、第3セクター方式の検討状況についてなど4件

- 平成26年6月
 - 松井晋一郎議員 … 産廃反対決議に係る市の見解についてなど4件
 - 前田 修議員 … 全国の自治体事例や専門家の意見徴収の機会確保についてなど9件
 - 鈴木規子議員 … 産廃跡地問題に係る一色町からの引き継ぎについてなど15件
 - 山田高生議員 … 跡地問題で直面する危険性についてなど5件
- 平成26年9月
 - 前田 修議員 … 産廃跡地問題協議会の検討状況についてなど4件
- 平成26年12月
 - 前田 修議員 … 跡地問題に係る法律の取扱いについてなど4件

3) 情報の発信

市では、平成25年9月から市民から要望があった場合、一色地区に出向いて跡地問題に係る正確な情報を発信する説明会を行っています。また、平成26年5月からは、市内全域を対象とした「跡地問題地域説明会」として行っています。なお、開催実績などにつきましては、以下のとおりです。

① 説明会の要領 ※ 資料編P27参考

- 説明会の対象 … 市内小学校区の正副町内会長、役員など
- 場所、時間 … 町内会が指定した場所、時間
- 申込者 … 小学校区の代表町内会長

② 開催実績

- 平成25年 9月 … 一色東部小学校区
- 平成25年 9月 … 一色住みよい環境を守る会
- 平成25年11月 … 一色東部小学校区
- 平成26年 2月 … 一色地区全体（一色地区町内会懇談会）
- 平成26年 6月 … 一色中部小学校区
- 平成26年 9月 … 一色東部小学校区

4) 法律による問題解決手法

日本全国では、香川県の豊島、岐阜県岐阜市などにおいて大規模な産業廃棄物の不法投棄が発生し、国、都道府県が対応する各種の事例があります。これらに適用される法律が、一色地区の産廃跡地に対して適用できるのかの検討を行いました。

※ 不法投棄等に係る国の対応状況については、環境省がホームページで詳細に示しています。併せて都道府県のホームページにもリンクしていますので、詳しくは資料編P29、39を参考にしてください。

① 特定廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）

産廃特措法は、不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県が行う特定支援除去等事業に対して国が支援措置を講じる制度です。

ア 基準日など

この法律は平成10年6月16日以前に行われた不法投棄及び処理基準等に適合しない処分が行われた廃棄物に適用されます。

イ 手続き

都道府県は、支障の除去等に関する計画を定め、この計画に基づき、行政代執行により支障の除去等が行われるもので、都道府県は、実施計画を定めようとするときは、環境大臣と協議し、同意を得なければなりません。また、この協議は、平成25年3月31日までに行わなければなりません。

ウ 支障除去の内容

廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件に応じて、支障の除去等の効率、事業期間、事業に要する費用などから最も合理的な方法で実施されます。

エ 支援内容

平成18年度以降に環境大臣の同意を得た事業については、特別地方交付税により財源が措置されます。（事業費の90%、その内50%を特別交付税で措置）

オ 適応の可否

三共資源工業が行った処理について、愛知県は「不法投棄」でもなく「処理基準違反」でもないと判断しています。また、期限までに実施計画の策定もできていませんので、環境大臣の同意も当然受けていません。

したがって、産廃特措法が適用されることはありません。

② 産業廃棄物不法投棄等現状回復支援事業

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、民間資金を原資として補助する事業であり、①の産廃特措法同様に条件が示されています。

ア 基準日など

この事業は平成10年6月17日以降に行われた不法投棄及び処理基準等に適合しない処分が行われた廃棄物に適用されます。

イ 条件

不適正に保管、収集、運搬または処分された産業廃棄物が生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあると都道府県が判断したものであること。ただし、都道府県が不法投棄や不適正処理の事実を把握しながら行政措置が

・ 極めて不十分である事案は除く。

ウ 支援内容

原状回復に要する費用の10分の7以内、また、平成25年3月31日までに支援を決定した場合は4分の3以内。

エ 適応の可否

三共資源工業が行った処理について、愛知県は「不法投棄」でもなく「処理基準違反」でもないと判断しています。したがって、支援事業が適用されることはないと考えられます。

③ 行政代執行

住民が生活して行く上で、生活環境に支障が生じた場合、県及び市は、業者に対して「措置命令」を行い、業者がその命令に対応できない場合、行政代執行が行われるものと考えます。しかし次の問題がクリアされなければなりません。

- ・ 支障が一時的でないこと（支障が継続すること）
- ・ 支障の原因が、廃棄物処分場に起因するものとして特定されること

したがって、行政代執行が可能になるまで、数年を要することが十分に考えられます。このような場合、本編11ページの問題点でも取り上げましたが、三河湾の漁業を始めとした産業は壊滅的な打撃を受けることが予想されます。

なお、「措置命令」につきましては、産業廃棄物に関しては、県が命令し、一般廃棄物については、西尾市が命令します。しかし、命令を受けた業者が対応できない場合、その命令は、廃棄物の排出者に求められることが考えられることから、現西尾市に向けられますので、結果、市は自身に対して措置命令を下すこととなります。

この場合、県と市共同で行政代執行を行うことになるものと思われます。

5 解決に向けて

産廃跡地問題に関しましては、各種の複雑な問題があり、また国や県の理解、協力が不可欠であることが理解できたと思われれます。

また、これまでの市民や、関係者からの話では、跡地そのものの存在が知られていない現状があるとともに、間違った情報により、いろいろな食い違い、思い込みなどが見受けられます。したがって、まずは、正しい情報の提供、そして共有を行うことが最優先であると考えます。そのためにも、委員皆さんの忌憚のない意見、情報の提供をお願いしたいと思います。そして、その先に産廃跡地問題解決の糸口が見つかれば良いものと願います。

西尾市一色町生田竹生新田全体図



産廃跡地区域		総面積：149,220㎡
提案処分場区域		総面積：530,000㎡
市道(市道認定)		・生田2号線
		・生田23号線
		・生田28号線
市有地		
污水处理施設		

産廃跡地の状況



跡地の全景：手前の原野が第3工区、一番奥の林の部分が第1工区、污水处理施設



污水处理施設：機器は朽ち果て再稼働は不可能



海岸堤防を隔てた三河湾
あさり漁が行われ、遠方に海苔養殖の竹そだが見える



竹生新田内のうなぎ養殖加温ハウスと雨水調整池の野鳥

一色地内産業廃棄物最終処分場跡地経緯について（主な経緯を列記）

昭和59年 9月19日	産業廃棄物最終処分場の設置届けを西尾保健所に提出（第1、2工区）
平成 1年 7月31日	一般廃棄物最終処分場の設置届けを西尾保健所に提出（第1、2工区）
平成 3年 4月 1日	廃掃法改正 … 最終処分場設置が届出制から許可制に変更となる
平成 6年 2月 7日	産業廃棄物最終処分場の変更が許可（第3工区）
4月 5日	一般廃棄物最終処分場の変更が許可（第3工区）
平成 9年 4月 1日	廃掃法改正 … 環境影響評価（アセス）が導入される
平成13年 5月18日	一色町が污水处理施設改善について、文書により改善指導
8月23日	愛知県が放流水等検査結果不適合により、改善措置指導
平成15年 5月	水処理施設運転停止
8月 1日	西三河事務所長と愛知県環境部長へ要望書を提出
平成16年 6月30日	愛知県環境部長及び西三河事務所長へ報告期限付要望書提出
平成18年 3月15日	愛知県が三共資源工業に対し産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可を取消
平成21年 6月11日	業者から跡地利用に係る相談
平成23年 3月14日	業者による跡地調査実施
3月31日	旧一色町と業者が秘密保持契約を締結
4月 1日	・西尾市と合併 ・廃掃法改正 … 平成23年4月1日以降取消しされた産廃、一廃処分場について改正後の法律の適用を受けることとなる ※ 遡及適用はない
9月21日	業者から跡地調査に係る説明
10月11日	愛知県に対して跡地調査を依頼
平成25年 7月 9日	業者提案に係る一色地区選出議員説明
9月 3日	新規産廃処分場計画新聞報道
12日	・一色東部小学校区説明会 ・一色住み良い環境を守る会説明会
10月28日	跡地問題協議会、検討部会の立上げ
11月 6日	第1回跡地問題協議会開催

平成25年11月11日	第1回跡地問題協議会検討部会
11月13日	一色東部小学校区説明会（第2回）
12月25日	第2回跡地問題協議会検討部会
平成26年 2月 5日	一色地区町内会懇談会開催
12日	第2回産廃跡地問題協議会開催
3月 4日	愛知県漁業協同組合西三支部より市長に対して要望書の提出
26日	一色地区町内会長連合協議会より市長に対して要望書の提出
31日	秘密保持契約解除
4月23日	跡地問題協議会、検討部会第1回合同会議
5月14日	西尾市議会新規産廃処分場建設反対決議
15日	愛知県漁業協同組合西三支部より請願書提出
16日	一色地区町内会長連合協議会より請願書提出
20日	西尾市長が愛知県環境部長に協力依頼
6月19日	一色中部小学校区地域説明会
26日	西尾市議会請願採択
7月 9日	西尾市議会意見書県知事宛に提出
8月 6日	跡地問題協議会、検討部会第2回合同会議
9月 3日	一色東部小学校区地域説明会
26日	跡地問題協議会、検討部会第3回合同会議
12月 3日	跡地問題協議会、検討部会第4回合同会議

用語解説

- pH（水素イオン濃度指数）【pH】 potential hydrogen

水の酸性、アルカリ性を示す指標。0から14の間の数値で表現されています。pH7が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表しています。通常日本の河川のpH値は7.0前後、海域は7.8～8.3前後です。

- BOD（生物化学的酸素要求量）【BOD】 biochemical oxygen demand

水中の汚濁物質の量について、それが微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量をもって表したものです。値が大きくなるほど汚濁が進んでいることを示します。水質環境基準の代表的なもので、主に河川の有機性汚濁物質による水質汚濁指標として用いられています。

- COD（化学的酸素要求量）【COD】 chemical oxygen demand

水中の汚濁物質の量について、それが酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量を持って表したものです。数値が大きくなるほど汚濁が進んでいることを示します。水質環境基準では、海域及び湖沼の水質汚濁指標として用いられています。

- SS（懸濁物質または浮遊物質）【SS】 suspended solid 単位：mg/L

水中に浮遊して溶解しない物質の総称で、水の汚濁状況を示す重要な指標のひとつです。河川にSSが多くなると、光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼします。また、沈降堆積すると、河底の生物にも悪影響を及ぼします。

- 全窒素 【T-N】 total nitrogen 単位：mg/L

全窒素は、アンモニア性窒素、硝酸性窒素などの窒素化合物の総和であり、東京湾、伊勢湾、三河湾などの閉鎖性海域では、窒素やりんなどの栄養塩類の流入により富栄養化し、夏期の水質悪化の大きな原因となっています。

- 全リン 【T-P】 total phosphorus 単位：mg/L

全リンは、リン化合物の総量をいいます。リンは、動植物の増殖に欠かせないもので、窒素とともに栄養塩と呼ばれ、その存在量は、富栄養化の目安として使われています。

なお、閉鎖性海域においても、湖沼同様に富栄養化が問題になり、平成5年に海域における環境基準が設定されました。汚濁源としては、生活排水、畜産排水、工業排水等広い範囲から排出されます。

大きな汚濁源とされていた衣料用洗剤並びに食器用洗剤中に含まれるリンについては、現在では無リン化が進んでいます。